

県政 NEWS

Innovation

新しい発想・技術・価値観でみらいを創る。

【編集発行】 武田翔 政務活動事務所 〒222-0011 横浜市港北区菊名1-6-11 平田ビル3階
 TEL 045-947-2712 FAX 045-947-2713
 E-mail : info@shotakeda.com  Facebook 武田翔



武田 翔

Takeda Sho

プロフィール

昭和56年生まれ
 神奈川県議会議員(2期)
 米国・カリフォルニア州大を卒業後
 参議院公設秘書を経て
 平成27年神奈川県議会議員選挙
 横浜市港北区に初当選。
 一児の父でもあり
 子育てと教育政策に
 力を注いでいる。

新型コロナウイルスワクチンの 集団接種実施シミュレーションを開催

4月21日(水)港北区は新型コロナウイルスワクチンの集団接種実施シミュレーションを接種会場となる港北公会堂で行いました。港北区医師会・薬剤師会等をはじめ、少数精鋭で開催し、人やワクチン等の導線の確認を行い、ときには鋭い質問が飛び交い、絶対に失敗できない本気度がひしひしと伝わってきました。1日最大で450回の接種予定。接種が始まって、港北公会堂内では一切、接種の予約はできませんのでご注意ください。



港北公会堂の内部の様子

新型コロナウイルスワクチンの高齢者接種の予約について

○予約開始日時

5月3日(月)午前9時から

○予約方法

専用の予約サイトまたは電話

個別通知の発送時期

国の示す接種優先順位に基づき、個別通知を発送します。個別通知には、接種券、予診票、ワクチン説明書、接種案内チラシを同封しています。接種券がお手元に届いた方から、予約をしていただき、ワクチン接種が受けられます。高齢者向け接種にかかる個別通知の発送時期は下記のとおりです。

発送時期	対象者	市内対象者数
4月23日	80歳以上	約34万人
4月30日	75～79歳	約19万人
5月10日	70～74歳	約25万人
5月14日	65～69歳	約19万人

接種の優先順位

順位	対象者
1	医療従事者等
2	高齢者(令和3年度中に65歳以上になる方)
3	基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者等
4	上記以外の者

神奈川県は「論理的な対策を」（最新のブログより）

変異株の出現によって、コロナウィルス感染症の対策は新たな局面に突入しました。その一方で、県のコロナ対策は明らかに「おかしい」としか思えない状況が続いています。たとえば当初、飲食店等の時短営業については「飲食店経営者の皆様には申し訳ないですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、時短営業にご協力ください」という考えでした。しかしごく最近では「4月28日～5月11日まで、飲食店等で酒類の提供中止」という強硬な姿勢に変わりつつあります。飲食業に従事される皆様へ案内もなく、報道やホームページ等をご覧いただき、対策を要請することは、極めて不作為です。飲食業に従事される皆様の想いを考えると配慮のなさに怒りさえこみ上げてきます。

隣の東京都では、大規模商業施設等に対する閉鎖要請も出ていますが、その根拠は果たして一体どこにあるのか。最終的な判断は人が決めることですから多少の根拠がなくとも、感覚的なものでも仕方ない場面はありますが、現在はどうでしょうか。言葉は悪いですが、単に対策をしている雰囲気を出しているだけの「ごっこ」ではないかとすら思います。度重なる規制や自粛で県民に我慢を求めながらも、感染増加に歯止めがかからないのは明らかに政策のミスであり、責任を引き受ける必要がある。そこを謙虚に認めなければ、今後の対策はおぼつかないと私は思います。

日々の消防訓練でも感じるのですが、火事というものは火元を特定し、そこを目がけて集中放水しないと鎮火にはつながりません。いたずらにまき散らしたり、大変だ、大変だ、と声を上げるだけでは駄目なのです。また、どんなに注意していても感染してしまう、そこから得られる教訓の蓄積もいまだ不十分です。中途半端で場当たりの対応を改めるためにも、県には「論理的な対策」を求めて参ります。

中小法人・個人事業者のための 一時支援金

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言*1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること*2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等 上限**60**万円

対象期間 **1月～3月**

個人事業者等 上限**30**万円

対象月 対象期間から**任意**に選択した月*3

申請受付期間 2021年 **3月8日** (月) ～ **5月31日** (月)

*1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

*2 緊急事態宣言の再発令に伴い、**緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**

*3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

最後の決め手になるのは、私たち1人ひとりの心がけです。新型コロナウイルスについて、より正しい知識を身につけ、ウイルスに負けず、一緒に明るい未来を取り戻しましょう！

【編集発行】神奈川県議会議員 武田翔政務活動事務所

E-mail : info@shotakeda.com

神奈川県のコロナ対策サイト >>

